

## 第9回日中韓サミット共同宣言 (仮訳)

1. 岸田文雄日本国総理大臣、李強中華人民共和国国务院総理、尹錫悦大韓民国大統領は、2024年5月27日、第9回日中韓サミットの機会に、大韓民国のソウルで一堂に会した。
2. 本年が日中韓協力の25周年に当たることを想起し、我々は、2008年以降開催された過去8回の日中韓サミット及び2011年の日中韓協力事務局(TCS)の設立が、3か国協力を制度化するための強固な基礎を築いてきたとの認識を共有した。我々は、第8回日中韓サミットで採択された「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」の実施に向けた我々のコミットメントを再確認した。我々は、3か国協力が様々な分野において深化し、3か国及び国民に利益をもたらすとともに、地域協力のための意味のあるプラットフォームとして位置付けられていることを評価した。
3. 我々は、国連憲章の目的及び原則並びに法の支配及び国際法に基づく国際秩序に対する我々のコミットメントを再確認した。この文脈で、我々は、国家が国際法及び国家間の合意の下でのコミットメントを遵守することの重要性を共有した。
4. 我々は、第9回日中韓サミットが3か国協力を活性化させるための価値ある意義を有するとの見解を共有した。日本と中華人民共和国は、日本と中華人民共和国との緊密な協働の下での3か国協力を軌道に乗せるための議長国としての大韓民国の取組に感謝の意を表明した。
5. 日本、中華人民共和国及び大韓民国は、悠久の歴史及び久遠の未来を共有する隣国であり、複数の領域にわたる協力の大きな可能性を有すると認識しつつ、我々は、3か国協力を発展させるに当たり、以下の、ただしこれらに限定されない、3つの方向性について一致した。
6. 第一に、我々は、日中韓サミット及び閣僚級会合を定期的に開催することで3か国協力の制度化に努めるとともに、日中韓協力事務局の能力構築を引き続き推進する。
7. 第二に、3か国の国民の支持が3か国協力を深化させる重要な原動力である

ことを認識しつつ、我々は、3か国の国民がこの協力から生まれる実質的な利益を享受できることを確保するように努力する。

8. この目標に向けて、我々は、国民の日常生活に密接に関連する6つの主要分野（人的交流、気候変動への対応等を通じた持続可能な開発、経済協力と貿易、公衆衛生と高齢化社会、科学技術協力とデジタル・トランスフォーメーション、災害救援と安全）を中心に、互恵的な協力プロジェクトを特定し、実施する。特に、我々は、将来世代間の交流が3か国協力の長期的な基盤を強固にする上で極めて重要であるとの見解を共有しており、この交流の分野における協力の継続を深めることを追求する。

9. 第三に、我々は、3か国が他の地域と共に繁栄できるよう3か国協力の利益が他国に広がることを確保するために、「三か国+X協力」を推進する。

10. 以上を念頭に、我々は以下を決意した。

### 3か国協力の制度化

11. 3か国が、第1回日中韓サミットにおいて採択された「三国間パートナーシップに関する共同声明」を通じて、日中韓サミットを定期的に開催することを決定し、第6回日中韓サミットにおいて採択された「北東アジアにおける平和と協力のための共同宣言」を通じてこれを再確認したことを想起し、我々は、3か国協力をさらに前進させるため、日中韓サミット及び日中韓外相会議を中断することなく定期的に開催する必要性を再確認する。我々は、3か国協力の制度化を促進することが、それぞれの2国間関係を強化し、北東アジア地域の平和、安定及び繁栄を促進し、国の大小にかかわらず普遍的に利益を受けることのできる世界を促進することに資することを改めて表明する。

12. 我々はさらに、教育、文化、観光、スポーツ、貿易、公衆衛生及び農業を含む分野におけるハイレベル会合や閣僚会合等の政府間協議メカニズムを通じて、実質的な3か国協力を強化する。その際、我々は、我々の国民が3か国協力の具体的な利益を享受できるよう緊密に協力することにコミットする。

### 3か国の国民のための3か国協力プロジェクト

13. (人的交流) 相互理解及び信頼を促進するために人的交流を活性化する必要

性に留意し、我々は、あらゆる層の人々、特に将来世代間の交流を促進することにより親善及び友好を増進し、それにより将来の 3 か国協力の基盤を強化する道を開くことの重要性について一致する。我々はまた、文化、観光及び教育を含む交流を促進することを通じ、2030 年までに 3 か国間の人的交流の人数を 4,000 万人に増やすよう努める。

14. 我々は、将来世代間の交流を促進する上での教育分野における協力の重要性を認識し、2011 年度に開始され、ASEAN 加盟国の大学を含むまでに拡大した大学間交流プログラムであるキャンパス・アジアの模範的な役割を評価する。我々は、このプログラムが 15,000 人の大学生の参加を集めてきたことに留意し、2030 年度末までに 30,000 人の学生の参加を得ることを目標に、このプロジェクトを積極的に支援していく。

15. 我々は、3 か国の青少年間の交流及び友好を促進することが、3 か国協力のより明るい未来を形作るための重要な第一歩となるとの見解を共有する。この目的のため、我々は、日中韓子ども童話交流事業、ジュニアスポーツ交流、日中韓ユースキャンプ、若手公務員交流プログラム等の様々な交流プログラムを継続する。我々はさらに、日中韓ユースサミット、青年大使プログラム、日中韓若手農村指導者交流プログラム等、様々な青少年交流事業を実施している日中韓協力事務局の取組を評価する。

16. 文化が 3 か国の国民を繋ぐ架け橋の役割を果たすことを認識し、我々は、東アジア文化都市、日中韓芸術祭、日中韓文化コンテンツ産業フォーラム等のイニシアティブを通じ、3 か国の国民が共通理解を培い、相互に交流するためのプラットフォームを引き続き拡大していく。我々はまた、2025–2026 年を 3 か国間の文化交流年と定める。

17. 我々は、3 か国の賢人が一堂に会する、日中韓協力事務局主導の日中韓ビジョナリーグループの発足を歓迎し、3 か国プロセスをさらに改善するための建設的な取組及び提案が発出されることを期待する。我々は、日中韓三国協力研究所連合が 3 か国協力における関わりを高めることを支持する。我々はまた、広報文化外交が 3 か国の国民間の相互理解を高め、友好を深める上で重要な役割を果たすという見解を共有する。

18. (気候変動への対応等を通じた持続可能な開発) 我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実現に向けた我々のコミットメント及び人々が地球と

調和して生きる平和と繁栄の未来を築くことの重要性を再確認する。我々は、温室効果ガス排出ネット・ゼロ/カーボンニュートラルで、グリーンな経済及び社会への移行において協力する必要性を認識する。2023年11月の第24回日中韓三カ国環境大臣会合において共同コミュニケが採択されたことを歓迎し、我々は、8つの優先分野における我々の協力を継続する。我々はまた、2024年5月の第4回日中韓水担当大臣会合において、気候変動に対処し、強靭な水インフラを構築するための3か国の水に関する協力のコミットメントを再確認する共同声明が採択されたことを歓迎する。

19. 我々は、この決定的に重要な10年において気候危機に対処するため、パリ協定の温度目標を達成するための確実な行動をとり、その取組を支持するとともに、第1回グローバル・ストックテイクの結果を反映した、野心的な次期国が決定する貢献を提出する。我々はまた、多様な道筋によるクリーンで持続可能かつ低廉なエネルギー移行に向けた世界的な取組に貢献する。

20. 「三か国+X協力」の枠組みを通じて、我々は、東アジア地域における黄砂の削減についてモンゴルと協調する。我々は、将来世代のための海洋の持続可能性を実現するため、海洋環境保全に関する協調を推進する。我々は、2024年11月に大韓民国の釜山で開催されるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)の第5回会合(INC-5)において、同委員会の作業を完了させるという野心に向けて協働する。

21. 海洋生物資源の保全及び持続可能な利用に対する最も深刻な脅威の一つである違法・無報告・無規制(IUU)漁業を終わらせるという我々のコミットメントを認識し、我々は、多様な手段を通じて、IUU漁業を防止し、抑止し、撲滅するための強固で効果的な措置を実施する。我々は、昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)の迅速、完全かつ効果的な実施にコミットする。

22. (経済協力と貿易) 我々は、3か国間の経済及び貿易分野における共同の取組が、地域及び世界経済の繁栄及び安定にとって重要な役割を果たすとの認識を共有する。我々は、地域の開発格差を縮小し、共通の発展を実現するよう努める。

23. 我々は、世界貿易機関(WTO)を中心とする、開かれた、透明性のある、包括的で、無差別かつルールに基づく多角的貿易体制を支持することを再確認する。我々は、2024年までに完全かつよく機能する紛争解決制度を実現するこ

とを含め、WTO の全ての機能の改革及び強化にコミットする。我々は、開発のための投資円滑化に関する協定についての共同声明イニシアティブ（JSI）が WTO の法的枠組みに組み込まれることを支持するよう全ての WTO 加盟国に求めるとともに、電子商取引 JSI 交渉の迅速な妥結に向けて取り組むことにコミットする。

24. 我々は、日中韓自由貿易協定（FTA）の基礎となる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の透明性のある、円滑な、及び効果的な履行を確保することの重要性を確認し、独自の価値を有する、自由で、公正で、包括的で、質の高い、及び互恵的な FTA の実現に向け、交渉を加速していくための議論を続ける。RCEP が、開かれた包摂的な地域的エンゲージメントであることを再確認しつつ、我々は、RCEP 合同委員会に対し、RCEP への新たなメンバーシップの加入手続に関する議論を加速するよう奨励する。

25. 我々は、自由で、開かれた、公正で、無差別な、透明性のある、包摂的かつ予測可能な貿易及び投資環境を促進するため、グローバルに公平な競争条件を確保するための取組を継続する。我々はまた、市場の開放を維持し、サプライチェーンの協力を強化し、サプライチェーンの混乱を回避することへのコミットメントを再確認する。我々は、輸出管理の分野で意思疎通を継続する必要性を共有する。我々は、2024 年に開催される日中韓起業家フォーラムを歓迎する。我々は、引き続き地方レベルの協力を奨励し、環黄海経済・技術交流会議を含む協力プラットフォームを強化する。

26. 地域金融協力を促進することの重要性を認識し、我々は、とりわけ、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の下での、選択通貨として適格な自由利用可能通貨が導入された緊急融資ファシリティの創設の承認といった、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議における進展を歓迎する。我々はまた、ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス、アジア債券市場育成イニシアティブ及び災害リスクファイナンスの下での他のイニシアティブに関する進展も歓迎する。我々は、地域金融セーフティネットのための CMIM の有効性を強化するための我々のコミットメントと支持を再確認し、我々の財務大臣及び中央銀行総裁に対して、より強固な資金構造を探索し、相互に及び ASEAN 加盟国とともに様々な資金構造の選択肢を議論することを指示する。

27. 我々は、ASEAN+3 協力基金を活用し、日中韓及び ASEAN 加盟国のスタートアップ企業のための情報交換シンポジウムを開催する等、スタートアップ企業を

支援することを計画する。我々は、電気自動車エコシステムの開発に関する ASEAN+3 首脳声明の実施の重要性を認識する。

28. 日本特許庁 (JPO)、中国国家知識産権局 (CNIPA) 及び韓国特許庁 (KIP) の間で開催された第 23 回日中韓特許庁 (TRIPO) 長官会合において、3 か国は、新たな技術分野を包含するよう協力の範囲を拡大し、「三か国+X 知的財産協力」を追求するために協力を広げることで一致したことに留意し、我々は、このサミットの機会に、「3 か国知的財産協力の 10 年ビジョンに関する共同声明」を採択した。

29. (公衆衛生と高齢化社会) 我々は、新興・再興感染症への対応における協力を含む、保健分野における 3 か国協力の重要な役割を認識し、このサミットの機会に、「将来のパンデミックの予防・備え・対応に関する共同声明」を採択した。2023 年 12 月に開催された第 16 回日中韓三国保健大臣会合における成果に沿って、我々は、日中韓感染症対策フォーラム及び臨床専門家のシンポジウム等を通じ、3 か国の疾病管理のための国家公衆衛生機関の間で、感染症を含む健康危機への対処における協力を強化することを決意する。

30. 我々はさらに、低出生率及び高齢化社会が直面する共通の課題に共同で取り組む。3 か国の政府及び専門家間の交流を通じて、我々は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成及び維持の観点から、技術開発、人材育成、医療及び長期ケア並びに所得保障の分野における経験に関するものを含め、健康な高齢化を促進するための政策的専門知識を共有することについて一致する。

31. (科学技術協力とデジタル・トランスフォーメーション) 人工知能 (AI) を含む科学技術における協力の重要性の高まりを認識し、我々は、日中韓科学技術協力担当大臣会合及び日中韓情報通信大臣会合を再開するよう努める。

32. 我々は、AI が人類の日常生活に与え得る影響に迅速に対処する必要性及び AI に関する相互の意思疎通の重要性に留意する。我々はまた、5 月の AI ソウル・サミットの開催により、安全、安心で、信頼でき、革新的で、包摶的かつ責任ある AI の確保を目的としたグローバル・ガバナンスの確立に向けた韓国政府の貢献に留意する。

33. 我々の研究能力及び産業技術の競争力を向上させるための科学及びイノベーションにおける協力の重要性を共有し、我々は、3 か国の研究者間の学術交流、

並びにグリーン及び低炭素社会等の分野における共同研究開発の重要性を認識する。

34. (災害救援と安全) 我々は、日中韓防災担当閣僚級会合及び日中韓テロ対策協議メカニズムの今後の再開を通じて、3か国の国民にとってより安全な環境を促進する。災害対応及び被害軽減における女性の参加及びリーダーシップの重要性を認識し、我々は、ASEAN加盟国との対話等を通じ、女性・平和・安全保障(WPS)アジェンダに関連する3か国協力を強化する。我々はさらに、詐欺及び薬物関連犯罪を含む国境を越えた犯罪の防止及び取締りのため、日中韓警察局長級会議を通じた協力を強化する。

## 地域及び世界の平和と繁栄

35. 我々は、朝鮮半島及び北東アジアにおける平和、安定及び繁栄の維持が我々の共通の利益となり、また、我々の共通の責任であることを再確認した。我々は、地域の平和と安定、朝鮮半島の非核化及び拉致問題についてそれぞれ立場を強調した。我々は、朝鮮半島問題の政治的解決のために引き続き前向きに努力することに合意する。

36. 我々は、日中韓協力が ASEAN との緊密なパートナーシップの下で発展してきたことを認識し、ASEAN+3 (APT)、東アジア首脳会議 (EAS) 及び ASEAN 地域フォーラム (ARF) といった ASEAN の枠組みの文脈において、日中韓協力を引き続き拡大する必要性について一致する。我々はまた、ASEAN の中心性及び一体性に対する強い支持を表明する。我々は、2024 年の ASEAN 議長国としてのラオスの取組を評価する。

37. アジアの平和、安定及び繁栄に責任を有する重要な国々として、我々は、3か国間の枠組みのみならず、2024 年に 3 か国が国連安全保障理事会理事国を務めることを踏まえ、国連安保理のような 3 か国全てが参加する多国間の枠組みにおいても緊密な意思疎通を図るという我々の決意を新たにする。この文脈において、我々は、大韓民国における 2025 年のアジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議が成功裏に開催されるよう協力する。我々はまた、日本における 2025 年の大阪・関西万博及び中国における 2025 年第 9 回ハルビン冬季アジア競技大会の開催を支持する。

38. 我々は、日本による第 10 回日中韓サミットの開催に期待する。

3か国知的財産協力の10年ビジョンに関する共同声明  
(仮訳)

我々、日本、中華人民共和国及び大韓民国の首脳は、2024年5月27日、第9回日中韓サミットの機会に、大韓民国のソウルで一堂に会した。

日本特許庁 (JPO)、中国国家知識産権局 (CNIPA) 及び韓国特許庁 (KIP0) (以下、「3 庁」と総称する) の3か国協力23周年に際して、3 庁の長官は、2023年11月30日に大韓民国の釜山において3か国会合を開催し、3か国協力の過程を振り返り、新時代のニーズに対応する新たな方向性を示したことを探し；

3 庁は、特許審査情報の交換及び活用を促進し、特許審査実務を調和させ、国際規範を確立することを目的として、2001年に3か国の知的財産 (IP) 協力を立ち上げたことを想起し；

過去23年間、地理的な近接性及び文化的な類似性に基づき、3 庁が継続的に相互信頼を強化し、知的財産の機械化、特許、意匠、人材育成、審判及び商標の6分野における協力を深め、特許権者が発明及び開示の対価として独占権を十分に享受できるよう、特許権保護を強化してきたことを認識し；

この20年間で、3 庁が取り扱う特許出願件数は世界全体の40%から60%以上に増加、商標出願件数は世界全体の20%から50%以上に増加し、これが、北東アジアのみならず、世界の技術発展及び経済成長を促進する上で3 座が重要な役割を果たしてきたことを示すことを認識し；

今後10年間においては、異なる産業と技術間のより集中的な収斂及び科学技術の急速な発展が起こるという認識を共有し；

技術進歩及びイノベーションが新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のような世界的危機を克服する鍵で、知的財産がそれらを達成するための触媒的要因であることを認識し、我々は、3か国のイノベーターによる知的財産の創造及び活用を促進し、知的財産権を積極的に保護するために、引き続き相互に協力する必要がある；

世界的な知的財産格差を縮小するために、我々が蓄積してきた知的財産の経験をより多くの国と共有するよう、今こそ協調して取り組む時であることを再確

認し；

我々は、次の 10 年間にわたって、以下に取り組むことを指示した：

1. 3 庁は、急速に変化する技術に対応し、受け入れができる知的財産制度を確立する。3 か国の大学、企業及び研究機関が AI（人工知能）や IoT（モノのインターネット）などの第四次産業革命技術の分野で革新的な物品、サービス及びソリューションを開発し、発表することが期待される中、3 庁は、これらの創作物に対して適切な種類の知的財産権が適時に付与され、それらが法律によって適切に保護されるよう、関連するルール、審査実務及び制度を改善するために協働する。
2. 3 庁は、特許情報の公共のアクセシビリティを向上させ、民間部門による利用を奨励するために、共同で取り組む。3 庁は、学術界、研究グループ及び産業界が研究開発及び投資活動の方向性を定め、市場参入戦略を策定する上で、特許情報の分析が優れた指針を提供し得ることを認識する。この精神に基づき、3 庁は、特許情報を相互に交換し、共有された情報を無償で公共に開示し、民間部門が開示された特許情報を最大限に活用することを支援することにより、技術開発及びイノベーション主導の成長を達成しようとする他国の取組を支援することにコミットしている。
3. 3 庁は、「三か国 + X 知的財産協力」を追求する中で、3 庁が共に築き上げてきた価値ある成果を共有するため、知的財産協力が 3 か国を越え、他国や地域にも拡大するよう努める。3 庁は、知的財産協力のパートナーを見つけるため、協力のニーズ若しくは相乗効果を生み出す余地がある国又は地域機関（ASEAN など）を主に検討する。3 庁は、これが世界的な知的財産格差の縮小による、世界の均衡のとれた成長への第一歩になると信じる。

将来のパンデミックの予防・備え・対応に関する共同声明  
(仮訳)

我々、日本、中華人民共和国及び大韓民国の首脳は、2024年5月27日、第9回日中韓サミットの機会に、大韓民国のソウルで一堂に会し、以下のとおり決定した：

国連の持続可能な開発目標(UN SDGs)、国際保健規則(IHR)及び世界保健機関(WHO)の総合事業計画(GPW)を通じ、将来のパンデミックの予防、備え、対応(PPR)への我々のコミットメントを再確認し；

感染症の予防及び制御のための世界戦略と行動計画に関する世界保健総会(WHA)決議74.7(2021年)は、感染症の流行に対処するための取組の主導における国家の役割の重要性を強調するものであることを想起し；

感染症の流行に共同対処するための協力と交流によって達成された成果及び2008年に採択され、2016年に改訂された当初の共同行動計画に基づき、2021年12月に開催された第14回日中韓三国保健大臣会合で採択された「共通の課題であるパンデミック及び重大な影響が考えられる感染症対策における3か国共同行動計画」へのコミットメントを認識し；

2020年に開催された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するASEAN+3(日中韓)特別首脳テレビ会議、新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議及び新型コロナウイルス感染症対策に関する日中韓三国特別保健大臣会合を通じて、世界的なパンデミックに対応するための国際協力体制を確立するための取組を認識し；

将来のパンデミックの効果的な予防、備え、対応を促進するため、3か国が設立したプラットフォームを通じて、各国の政策、戦略、経験、ベストプラクティス及び教訓を共有することから生じる利益を認識し；

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月に国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC, Public Health Emergency of International Concern)の終了が公式に発表されたにもかかわらず、新たな懸念される変異株の出現の可能性を含め、依然として根強い脅威であり、新興・再興感染症の流行など、新たな健康危機が経済的・社会的発展に及ぼす悪影響に効果的に対応する必要性に留

意し；

日本、中華人民共和国及び大韓民国は、関連の国家戦略の実施と国際協力を強化するための活動を通じて、将来のパンデミックと公衆衛生危機に積極的に対処する必要があることを強調し；

1. 我々は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成が国際保健の体制を強化するための我々の取組において不可欠であるとのコミットメントに基づき、国家戦略の一環として、将来のパンデミックの予防、備え、対応を優先する。また、関連する政府の政策や行動計画、例えば、中長期的な国家経済発展、公衆衛生、保健医療サービスのデリバリーシステム及び医療制度改革などが、将来のパンデミックの予防、備え、対応を盛り込んだものとなることを奨励し、支援する。
2. 我々は、世界健康安全保障を強化する観点から、必要不可欠な保健医療資源への公平なアクセスの重要性を再確認し、公衆衛生上のリスクとニーズに基づく、ワクチン、診断薬及び治療薬を含む感染症危機対応医薬品等 (MCM)へのアクセスの公平性を向上させる。これに関して、我々はまた、優先順位付け、研究開発、薬事承認及び製造からラスト・マイルのデリバリー及び国際的な協働まで、MCMに対するエンド・ツー・エンドのアプローチの重要性を認識し、各国間及び各国内の感染症対応能力の格差を縮小するため、医療従事者の能力強化に努める。また、国際機関や関連する資金拠出を通じてグローバルな取組に参加することにより、感染症から世界をより安全にすることに貢献する。
3. 我々は、パンデミックの予防、備え、対応に関する対策を実施する際に、各セクターの目標と責任を明確にする必要性を強調し、感染症の流行への対応において多分野にわたるアプローチを強化する重要性を強調する。
4. 我々は、ヒト、動物及び生態系の健康のバランスをとり、最適化することを目的とした統合的かつ統一的なアプローチであるワンヘルス・アプローチが、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の新たな懸念される変異株の出現を含む病原体による新興・再興感染症及び薬剤耐性など、将来のパンデミックや公衆衛生危機を予防し、備え、対応する上で重要な概念であることに留意する。我々は、国、地域及び世界の健康安全保障を強化するために、ワンヘルス・アプローチを通じて、多分野にわたる積極的な参加を奨励する。

5. 我々は、地域の平和と繁栄を促進するため、健康安全保障分野における戦略的協力を追求する。この目的のため、我々は、二国間及び多国間のイニシアティブ及び3か国が加盟する国際機関とのパートナーシップを通じて、地域の健康安全保障を強化するために協力し、関連する共同研究、政策対話及び経験の共有を奨励し、日中韓感染症対策フォーラム及び臨床専門家のシンポジウムなどを通じた、3か国の疾病管理のための国家公衆衛生機関間の協力強化によるものを受け入れ、長期的な協力メカニズムの構築を目指す。我々はまた、健康危機に共同で対処するための成功モデルを構築するために協力し、ベストプラクティスの共有を含む様々な活動を通じて国際的及び地域協力を促進する。